

犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿に関する論点について（飛鳥井構成員）

番号	論 点	現行制度における問題点	論点に対する意見	備考
1	制度の理念的根拠について	海外先進諸国における犯罪被害者補償制度の理念としては、「社会連帯共助の精神による国家補償」（英国等）という考え方と「国家責任説による国家賠償」（ドイツ）という考え方に大別されている。現行の犯給法は「社会連帯共助の精神による給付」を制度理念としているが、一方、被爆者援護法などは「国家責任説」に近い理念に基づくと思われる。これから検討される犯罪被害者補償制度は、そのどちらに理念的根拠を求めるのか、後々に解釈論の余地を残さぬよう明確化すべきである。	現行の犯給法と同じく、被害者救済のための「社会連帯共助の精神による国家補償」が理念的根拠として社会的コンセンサスも得やすく、より適切と思われる。「国家責任説」を採ることには消極的である。ただし法曹の識者の見解をうかがいさらに参考したい。 （理由）ドイツの犯罪被害者補償制度の理念は、「連邦援護法」を準用し、国家の意思的行為である戦争における「みなし公務員」ともいえる軍人に対する補償と同じ国家責任説を根拠としている。しかしながらこの両者を同列の理念で括ることには、かなり論理的な無理を感じる。犯罪抑止は国家の重要な責務であるとはいえ、犯罪一般に国家の意思的行為は関与していない。また国家権力が国民から強制的に武器を取り上げていることは、国民の自衛手段を制限し犯罪の危険に晒す以上に、犯罪から守ることに大きく貢献している。さらには、わが国の犯罪で使用される凶器の多くは日用の刃器等であり、国家が取り締り損ねた銃器類は少数である。以上の点を考えても、国家責任説は社会的コンセンサスを容易には得られないことが危惧される。	
2	理念上近縁すると思われる他制度と比較した不公平の解消	現行の犯給法は、発足以来改正が行われてはきたが、海外先進諸国の経済的支援制度と比べると、補償額や補償内容においていまだ手薄いものであり、さらなる充実が図られるべきである。現行の給付金制度は「見舞金」の性格のため、他の損害賠償型制度の補償と比べて顕著な落差がある。犯罪被害者がこの落差を受忍すべき根拠は見当たらず、不公平感を生み出している。	すでに多く論じられていることではあるが、少なくとも交通事故「自賠責」制度の政府保障事業と同程度の損害補償を実現し、制度的不公平を解消すべきである。 （理由）保障関連諸制度の中で、被害者救済のための「社会連帯共助の精神による国家補償」の理念的根拠の点で近いのは、無保険者やひき逃げ事故の被害者を救済する「自動車損害賠償保障制度」の政府保障事業である。しかしながら犯給法と自賠責では補償額に大きな落差があり、あきらかに不公平である。またこの点は遺児に対する保障においても交通事故と犯罪被害とでは同様の落差がある。	

番号	論 点	現行制度における問題点	論点に対する意見	備考
3	財源の確保について	現行の犯給法による給付は国の一般財源（税金）に拠っている。今後検討される制度において補償額や補償内容の拡充を実現するためには、現行制度では一般財源からの供出を増やすしかないが、現在の財政状況では周知のように、それはかなり困難となることが容易に推測される。	一般財源（税金）への依存度を少しでも低くするため、被害者補償を目的とした「基金」制度の創設を検討されたい。すでに英米では例があり、またわが国では遺児への支援が基金制度で運用されている。その場合、犯罪者の罰金、没収金、弁償金や新たな賦課金などで、基金の原資をどこまで確保できるか試算を要する。 （理由）ある特定の原因によって生じた保障制度として、「医薬品副作用被害救済制度」や「公害健康被害補償制度」では、原因が起こる契機となった受益者からの供出（基金）を財源としている。犯罪被害では当然ながら加害者からの供出となるが、無資力の加害者が多いのが実情である。犯罪者の罰金や没収金等を被害者救済に役立てることができれば、社会的理解も得られやすいであろう。	
4	心理的外傷による精神的被害に対する保険外心理療法の治療費補償	心理的外傷による精神的被害に対する治療費は、現行の重傷病給付金制度においても、保険診療の自己負担分を補償するものと解釈される。精神的被害の治療・ケアは基本法や基本計画の中でも重要な課題とされており、この点は海外先進諸国の制度においても同様である。しかし実際の治療では、保険内診療の薬物療法と精神療法だけでは有効性が不十分なことも少なくない。その場合、心理的外傷に焦点を当てた心理療法は治療的有効性が高いとはいえ、多くは保険外であり、自費診療を余儀なくされている。	医師の判断を受けた上で実施される、適切かつ有効性をもつ内容で標準的料金の心理療法については、保険外であっても、適当と見なされる回数の範囲において、重傷病給付金の治療費給付対象とすべきである。 （理由）自賠責では鍼灸、柔道整復、温泉治療なども、医師が必要性を認め、適切な内容と標準的料金であれば、治療費補償の対象とされている。したがって保険外の心理療法に関しても同様の基準により、当然ながら治療費の補償対象となるものとする。ただし保険外の過剰診療を避けるために、適当と見なされる範囲に回数を制限することは可能である。	